

緊急交通路通行車両一覧表

	番号	対象車両	事前届出要、不要	確認標章要、不要	通行可能時期	通行の根拠	備考
緊急通行車両		緊急自動車 パトカー、救急車、消防車等	×	×	第一局面	公安委員会の意思決定による	
		災害応急対策に使用される車両			第一局面	公安委員会の意思決定による	指定行政機関等の自車、委託車両、協定締結車両等
規制除外車両		自衛隊車両等(特別なナンバーを有する以下の車両) ・ 自衛隊車両 ・ 米軍車両 ・ 外交官関係車両	×	×	第一局面	公安委員会の意思決定による	
		・ 医師、医療機関車両 ・ 医薬品、医療機器等関係車両 ・ 患者等搬送用車両 ・ 建設用重機、道路啓開作業用車両、重機輸送用車両			第一局面	公安委員会の意思決定による	道路啓開作業用車両には、レッカー車や照明車を含む
		・ 燃料輸送車両 ・ 大型バス ・ 霊柩車 ・ 一定の物資を輸送する大型貨物自動車等	×		第一局面 又は 第二局面	公安委員会の意思決定に変更はないが、確認標章の交付対象を拡大する	とは重複するが、緊急交通路の交通量回復状況に応じて使い分けを行う
		ナンバーの分類番号による除外 貨物自動車、大型特殊自動車 大型乗用自動車、事業用自動車等	×	×	第一局面 又は 第二局面	公安委員会の意思決定の内容を変更して追加する	1、9、0、2、8等のナンバー車両、事業用の緑ナンバー車両等

第一局面:大規模災害発生直後。概ね発災から2～3日間

第二局面:第一局面で通行可能な車両以外の車両の通行も可能となった局面。第一局面後1週間程度。以後は規制を解除。